

比企の川づくり協議会 規約

平成13年2月24日 承認

平成14年2月23日 改定

平成15年4月19日 改定

第1条（名 称）

本会の名称は、「比企の川づくり協議会」とする。

第2条（目 的）

本会は、比企流域を対象として、流域の住民、河川管理者、流域市町村などとのパートナーシップを構築し、相互の活動状況や現地の実情の正しい理解を通じて、比企地域の自然と文化に根ざした、持続可能な地域社会の形成に資する川づくりの実現に向けた活動をするを目的とする。

第3条（活動エリア）

本会の主な活動エリアは、比企郡（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町）、東松山市、東秩父村とする。

第4条（組 織）

本会は、運営委員会、事務局を置く。

第5条（運 営）

本会の運営は、総会により決議し、運営委員会により行う。

第6条（活動方針）

河川は、地域共有の公共財産であることから、本会の運営にあたっては、広く地域住民に開かれた活動を行う。

第7条（活動内容）

1. 比企流域の市民（団体）と河川管理者、流域市町村、関係者（事業者、利水関係者等）、学識者等とのパートナーシップの構築を図るため、関係者との連携の下、「流域懇談会」を開催する。
2. 会計報告、事業報告、事業計画案の協議及び比企流域市民間の相互理解の増進と合意形成に向けた話し合いの場を開催する。
3. 河川管理者等との意見交換会を行なう。
4. 上記を運営するため、「運営委員会」を開催する。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第8条（会費）

年会費を1,000円とし、会費納入を持って会員とする。会員には、見学会、懇談会、市民の集い等の開催案内を通知する。なお、4月1日から3月31日までを1年度とする。

以上